

○大府市野菜病虫害防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市近郊型農業を活かした環境と安全に配慮した農業を推進し、野菜の生産性向上を図るため、農業者の組織する団体が行う野菜の病虫害防除に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市野菜病虫害防除事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、農業協同組合又は組織の規約及び代表者を定め、組織で銀行その他の金融機関において預金口座又は貯金口座を開設している市内に住所を有する2人以上の農業者（農業を営む法人を含む。以下同じ。）により構成される組織（以下これらを「農業者団体」という。）とする。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、農業者団体の構成員である農業者（市内在住又は市内で営農する者に限る。農業を営む法人の場合は、その事業所の所在地が市内である者に限る。）が耕作する農地とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象区域において出荷・販売を目的に野菜を生産するために行う病虫害防除に関する事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助要件は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする農業者団体の代表者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、事業計画書、収支予算書、取組予定者一覧その他必要な書類を添えて、6月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、原則として、補助対象事業が開始される前までに行うものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により、前条の規定により申請した者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、必要に応じ、当該決定に条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

第8条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更するときは、

規則第9条1項に規定する補助金等変更交付申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、規則第9条3項に規定する補助金等変更交付決定通知書により、前項の規定により変更の申請した者に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者及び前条第1項の規定により変更の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該完了した年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に、事業報告書、収支決算書、農業者別経費一覧その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者からの請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付を決定する場合に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(検査等)

第12条 市長は、交付決定者及び農業者団体に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 交付決定者及び農業者団体は、当該補助対象事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率	補助要件
有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）別表2に掲げる農薬の購入費	補助対象経費のうち農薬認定から5年以内のもの	2分の1以内	<p>補助対象事業の対象となる農業者団体に以下の補助要件を確認し、確認した書類を提出させること。</p> <p>(1) 出荷・販売する野菜を生産するために使用すること。</p> <p>(2) 周辺に悪影響を与えないように実施すること。</p> <p>(3) 農薬の使用状況を帳簿に記載すること。</p> <p>(4) 農薬の保管・管理並びに使用後の空容器及び残農薬の処分は適正に行うこと。</p> <p>(5) 使用量、使用方法等は各農薬の使用方法に従うこと。</p> <p>(6) 他人に譲渡又は転売を行わないこと。</p>
	補助対象経費のうち農薬認定から5年経過したもの	3分の1以内	
土壌消毒剤購入費		5分の1以内	